

函館市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料の額		占用物件	単位	占用料の額
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>510</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>570</u>
	第2種電柱		<u>790</u>		第2種電柱		<u>870</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>		第3種電柱		<u>1,200</u>
	第1種電話柱		<u>460</u>		第1種電話柱		<u>510</u>
	第2種電話柱		<u>730</u>		第2種電話柱		<u>810</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>		第3種電話柱		<u>1,100</u>
	その他の柱類		<u>46</u>		その他の柱類		<u>51</u>
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メ ートルに つき1年	5		(略)	(略)	(略)
	地下に設ける電線その他の線 類		3		(略)	(略)	(略)
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>450</u>		路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>490</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>270</u>		地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>300</u>
	変圧塔その他これに類するも のおよび公衆電話所	1個につ き1年	<u>910</u>		変圧塔その他これに類するも のおよび公衆電話所	1個につ き1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱および信書便差出 箱		<u>380</u>		郵便差出箱および信書便差出 箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,900</u>		広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,800</u>
	その他のもの	占用面積	<u>910</u>		その他のもの	占用面積	<u>1,000</u>

				1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>550</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
			その他のもの		<u>9</u>
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>730</u>	
	その他のもの	上空に設ける	占用面積1平方メ	<u>460</u>	

				1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>30</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>45</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>61</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>91</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>610</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	(略)
			その他のもの		<u>10</u>
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>810</u>	
	その他のもの	上空に設ける	占用面積1平方メ	<u>510</u>	

		もの 地下に 設ける もの	一ト ルに つき 1年	<u>270</u>
	その他のもの			<u>910</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積	<u>910</u>
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街およ び地下室	階数が1のもの	1平方メ ートルに つき1年	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに <u>0.01</u> を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			<u>930</u>
	地下に設ける通路			<u>560</u>
その他のもの			<u>910</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>19</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>190</u>
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>190</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,900</u>
	標識		1本につ き1年	<u>730</u>

		もの 地下に 設ける もの	一ト ルに つき 1年	<u>300</u>
	その他のもの			<u>1,000</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積	<u>1,000</u>
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街およ び地下室	階数が1のもの	1平方メ ートルに つき1年	Aに <u>0.004</u> を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに <u>0.007</u> を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>900</u>
	地下に設ける通路			<u>540</u>
その他のもの			<u>1,000</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>18</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>180</u>
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	<u>180</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,800</u>
	標識		1本につ き1年	<u>810</u>

	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>930</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	<u>910</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>91</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	

	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	<u>1,000</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>180</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	

	設けるもの	階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考 1～8 (略)			

	設けるもの	階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考 1～8 (略)			